

四日市市告示第 186 号

四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

四日市市長 森 智 広



四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する要綱
四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱（令和 2 年四日市市告示第 221 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（連帯保証人の免除） 第 2 条 施行規則第 6 条第 2 項第 3 号に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当し、連帯保証人の確保が困難であると認められる者とする。 (1)から(9)まで （略） (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウのいずれかに該当するもののうち、所管課長から連帯保証人の確保が困難である旨の意見書の提出があった者 ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む	（連帯保証人の免除） 第 2 条 施行規則第 6 条第 2 項第 3 号に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当し、連帯保証人の確保が困難であると認められる者とする。 (1)から(9)まで （略） (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウのいずれかに該当するもののうち、所管課長から連帯保証人の確保が困難である旨の意見書の提出があった者 ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む

む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取り扱うことが適当であると市長が認める者

(11)から(13)まで (略)

2 (略)

む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取り扱うことが適当であると市長が認める者

(11)から(13)まで (略)

2 (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)